

秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて

秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年11月26日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

国家公務員に準じて、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護する緊急の処置に係る作業に従事した職員に支給する特殊勤務手当の特例を定めるため、改正するものであります。

秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成2年秦野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（保健衛生手当の特例）

- 4 第5条第1号の規定にかかわらず、職員が新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた処置に係る作業であって、市長が別に定めるものに従事したときは、1日につき3,000円（同感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準じると認める作業に従事したときは、1日につき4,000円）の保健衛生手当を支給する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第4項の規定は、令和2年1月27日から適用する。

（保健衛生手当の内払）

- 2 改正後の条例附則第4項の規定を適用する場合において、この条例による改正前の秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例第5条第1号の規定により支給された保健衛生手当は、同項の規定による保健衛生手当の内払とみなす。

（災害等出動手当の控除）

- 3 改正後の条例附則第4項の規定による保健衛生手当の支給の対象となる作業に対して、その作業に従事したことのみを理由として第7条の規定による災害等出動手当が支給されているときは、同項の規定による保健衛生手当の額からその災害等出動手当の額を控除した額を支給する。

秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて

1 経過

国では、新型コロナウイルス感染症が流行している地域を発航した航空機若しくは航行中に同感染症の患者があった船舶等において、同感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業を対象に、特殊勤務手当（防疫等作業手当の特例）を支給しています。

これに伴い、国から各地方公共団体に対し、感染のリスクに加え厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の中で、平常時には想定されない業務に当たる病院、宿泊施設等の内部並びにこれら施設への移動時の動線上及び車内についても本特例の対象となる作業場所に該当しうることに留意し、適切な取扱いをするよう通知がありました。

このことを踏まえ、本市においても、秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定により支給する特殊勤務手当（保健衛生手当）に次のような特例を追加するため、改正するものです。

2 特例の内容

(1) 手当の支給対象作業

新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた処置に係る作業

(2) 作業場所

病院、宿泊施設等の内部並びにこれら施設への移動時の動線上及び車内

(3) 手当の額

作業に従事した日 1 日につき、3, 0 0 0 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準じると認める作業に従事したときは、4, 0 0 0 円）

3 施行日等

公布の日から施行し、令和 2 年 1 月 2 7 日から適用する。

議案第58号 秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1－3 (略)</p> <p><u>(保健衛生手当の特例)</u></p> <p>4 <u>第5条第1号の規定にかかわらず、職員が新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた処置に係る作業であって、市長が別に定めるものに従事したときは、1日につき3,000円（同感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準じると認める作業に従事したときは、1日につき4,000円）の保健衛生手当を支給する。</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条</p>	<p>附 則</p> <p>1－3 (略)</p>

例」という。) 附則第4項の規定は、令和2年1月27日から適用する。

(保健衛生手当の内払)

- 2 改正後の条例附則第4項の規定を適用する場合において、この条例による改正前の秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例第5条第1号の規定により支給された保健衛生手当は、同項の規定による保健衛生手当の内払とみなす。

(災害等出動手当の控除)

- 3 改正後の条例附則第4項の規定による保健衛生手当の支給の対象となる作業に対して、その作業に従事したことを理由として第7条の規定による災害等出動手当が支給されているときは、同項の規定による保健衛生手当の額からその災害等出動手当の額を控除した額を支給する。